

# 世界標準の 消費税



溝口史子 デロイト トーマツ税理士法人  
間接税サービスパートナー

## 第 4 回

## 日本の簡易課税制度のすばらしさ

出版社から適格請求書発行事業者番号を教えてほしいという手紙が来た。主人に見せたところ、ぜひ適格請求書発行事業者になって簡易課税制度を利用したらいいとのこと（2割特例もあるし）。今回は、日本の消費税制度の欠陥とも捉えられてきた、その簡易課税制度に焦点を当てる。

### 1 簡易課税制度とは

この連載を読もうという多くの読者にとっては釈迦に説法だが、この連載を読んで消費税が面白いと思い始めた初学者もいらっしゃるかもしれないので、一応簡潔に簡易課税制度をまとめよう。

簡易課税制度は中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例であり、基準期間における課税売上高が5,000万円以下である課税期間について、課税標準額に対する消費税額から控除できる仕入れに係る税額を、事業区分によって異なるみなし仕入率を乗じることで計算できる制度である（消法37①）。みなし仕入率は40%から90%までの範囲があり、卸売業に分類されると90%が適用され、すなわちグロスマージン率10%という想定で、控除対象仕入税額を計算し、仕入れに係る請求書を保存することなく、仕入税額を控除することができる。

日本の約600万事業者のうち、約半分が課税事業者で、課税事業者の約3分の1は簡易課税事業者であるという（財務省資料）。つまり約

100万事業者が簡易課税制度を適用しているということであり、日本では大変よく利用されている制度であるということになる。

### 2 消費税制度の欠陥

しかしながら、簡易課税制度は消費税制度の欠陥としてとらえられている。適用上限の引下げやみなし仕入率の度重なる改正を経ても、適用範囲が広範であり実際は本則の計算方法による納税が可能であるにもかかわらず、中小事業者の多くが納税額の損得を計算した上で適用している、ということである。仕入率が実態と離れている場合もあり、感覚的には仕入れなどほとんどなく能力も抜群のコンサルタントが、売上げに係る消費税額からその50%も仕入税額控除が取れるのかという印象は確かにある。さらに、日本で新規に事業を始める大手外資系企業が、その国外での企業規模にかかわらず、基準期間の国内課税売上げが5,000万円以下の期間は簡易課税制度の恩恵を受けられるというのは、日本政府にとってはcollateral damageとしか言いようがない。組織再編特例もない。よって、結論からすると、保護する理由のない事業者が紛れ込んでいることは間違いないだろう。

ところが、インボイス方式の導入に伴い、この簡易課税制度がにわかに救世主になっている。理由は2つある。「インボイスなければ仕入税額控除なし」が今後どこまで欧州並みにエスカレートするかがわからない中で、簡易課税

制度を選択すれば仕入税額控除に関連して発生することが予想される問題から解放されるのである。2つ目は、簡易課税制度を利用しながら適格請求書発行事業者になれるので、納品先の「仕入税額控除を受けたいから適格請求書を発行してほしい」というリクエストに応えつつ、税額計算や申告書作成にかかる事務負担を大幅に削減することができる。

したがって、日本の消費税制度の別の欠陥といわれる高すぎる免税点、結果として約半数を占める300万社といわれる免税事業者にとにかく消費税を納め始めてもらうには、よい制度ということである。

### 3 | EUの簡易課税制度

さて、欧州付加価値税制度にも簡易課税制度と比較的似た制度が存在する。「Flat-rate scheme」である。以前は日本の簡易課税制度を「simplified taxation system」などと、あらゆる造語を駆使して説明していたが、日本版「Flat-rate scheme」と説明するようになってから、ほぼ説明をせずともこの言葉を口にした瞬間に理解されるようになった。

「Flat-rate scheme」はVAT指令（295条から305条）が、本則課税が難しい事業者に対して導入することを加盟国に認めた簡易課税制度の1つであり、指令上は農林水産事業者のための共通制度として規定されている。しかし指令281条により、事業者の活動や構造を理由として、本則課税を適用することが難しい小規模事業者に対して、各加盟国が定める諸条件に従って、このFlat-rate schemeに類する簡易課税制度をVAT委員会のコンサルテーションを経て各加盟国が導入することを認めており、各国独自の簡易課税制度が存在する。

農林水産事業者のための共通制度は、隠れ農業補助金と日本の益税をブレンドしたような、いかにも怪しい制度である。Flat-rate schemeを利用する農林水産事業者は、売上げに係る

VATを納税せず、仕入税額控除も受けない。しかし、政府は、生産物の価格に含まれると推測される仕入税額を、販売価格に対する一定の割合（flat-rate compensation percentage）で定め、事業者は売価に対してその率を乗じた金額を「flat-rate compensation」というVATでもない名目でカスタマーに請求する。カスタマーはこれを支払い、政府から還付を受けることができるが、受け取った側は別に納付するということもない。念のため、仕入税額より過大なリファンドを受けることがあってはならないと299条に記載されている。

Flat-rate schemeはすべての加盟国で導入されているわけではなく、27加盟国中、17加盟国が導入している。販売価格に対する割合で定められるので、日本の簡易課税制度のみなし仕入率と違うが、率は2%から14%までバリエーションがある。各国で産業のコスト構造がここまで異なるわけもなく、一昔前に見た、農業補助金改革をめぐる道路にトラクターで堆肥をぶちまける写真とともに報道されていた、EUの政治事情が匂ってくる。

### 4 | ドイツの平均税率課税制度

さらにその闇を深掘りしてみたい。ドイツでは平均税率課税（Durchschnittsbesteuerung）という名称で導入されている。EUの制度は、カスタマーから仕入税額を回収するメカニズムであるが、ドイツの制度はFlat-rate scheme適用事業者に売上げに係るVATを徴収させた上で、EU域内取得と輸入を除く課税売上げに対する一定の率で計算したみなし仕入税額を控除させる点で、日本の簡易課税制度に似ている。消費税の簡易課税制度との違いは、税額に対してみなし仕入率を乗じるのではなく、課税売上げに対する割合で率が定められていることである。

農林水産事業者だけでなく、決算義務のない小規模法人（前歴年の輸入、EU域内取得を除

く課税売上げが45,000ユーロ以下)にも適用されている(ドイツ付加価値税法23条)。小規模法人に適用されるみなし仕入率は、7%である。これは、事業規模の判定金額も約600万円で、決算義務のない法人に限っているため、簡易課税の趣旨に照らして腑に落ちる。

他方で、農林水産事業者に適用される平均税率課税制度(24条)は前歴年の輸入とEU域内取得を除く課税売上げが60万ユーロ以下(1EUR=130円で約7,800万円)の事業者に適用され、みなし仕入率は林業が5.5%、軽減税率の適用にならない材木、アルコール飲料を含む飲料の国内における販売とこれを提供する役務は19%、それ以外の軽減税率の適用がない資産の譲渡は9%となっている。

どういうことか具体的に考えてみよう。モーゼル川の辺りのマルクトで、Flat-rate scheme適用農家の店で産直ワインを飲むと、19%のドイツVATが課税されるが、個別対応するみなし仕入率が19%であるため、全額益税となる。消費税の簡易課税制度に置き換えると、みなし仕入率100%という夢の事業区分である。簡易課税制度は日本固有の欠陥とってきたが、EUの農業政策の闇はもっと深かった。

## 5 | EUが抱える諸問題

連載第1回でも触れたように、EUにおける脱税問題は深刻である。この解決のために、昨年12月に公表された欧州委員会提案では「VAT in the Digital Age」政策を掲げ、デジタル化への道を突き進もうとしている。具体的には、EU域内での越境取引にe-invoiceの利用を義務

化して、e-reportingとして生データをリアルタイムで提出させ、不正の温床となっている、域内免税取引を可視化しようというのである。理詰めの欧州人らしいやり方である。

しかし、この脱税の手口は結局、納められないVATの還付を受ける事業者がいることが今も昔も変わらないやり口である。そうであれば、いっそのこと、簡易課税制度の適用範囲を一気に広げて、日本のような状態にしてしまえば、脱税は少なくともやりにくくなるはずである。日本の消費税に比べて圧倒的に納税コストとリスクが高いEUにおいて、事業規模が小さいにもかかわらず、見合わないはずの本則課税を選択するのは還付目的であることが明らかであり、悪目立ちするからである。みなし仕入率の実態との乖離により、VATが益税になったりコストになったりするが、中立性の原則など、所詮多大なVATコンプライアンスコストとリスクをみれば達成されておらず、日本にもないような基準期間の課税売上げ7,800万円、仕入率100%の夢の事業区分も存在する。

むしろ逆転の発想で、簡易課税制度を広めて余白の美を楽しむことを提案したい。悪党は意表をつかれ、コンプライアンスコストに悩む正直な納税義務者はみんな喜ぶに違いない。気質の違いがあるので、受け入れられないと思うが、一周まわって日本の簡易課税制度が、EUに輸出される日を夢見ている。

今回は、上述の昨年12月8日に公表された「VAT in the Digital Age」の提案内容を詳報する。もっと気楽にやったらいいのに、という理由が少し理解していただけるかもしれない。